宅地造成等規制法(現:宅地造成及び特定盛土等規制法)の改正に伴い、 広島県生活環境の保全等に関する条例(土壌環境)が改正されました。

広島県生活環境の保全等に関する条例(以下、「県条例」という。)第40条の規定により、<u>宅地造</u> 成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)第12条第1項の規定により許可を受けな ければならない行為(宅地造成又は特定盛土等であって、行為に係る面積が1,000㎡以上)を行う場合 は、あらかじめ土地に係る過去の土壌関係特定事業場の設置状況等についての調査を実施し、その結果 を報告する必要があります。

報告先は所管の各厚生環境事務所(支所)又は広島市、呉市、福山市です。

なお、盛土規制法による区域指定がなされる(広島県(広島市、呉市、福山市を除く)では、令和5年9月28日から運用開始予定)までは、従前どおり、改正前の宅地造成等規制法及び県条例(※)が適用されます。

また、従前どおり(※)、都市計画法第29条第1項もしくは第2項の規定により許可を受けなければならない行為も県条例の報告対象です。

【今回の県条例改正の注意点】

• <u>宅地造成等工事規制区域に指定された区域</u>で、盛土規制法第12条第1項の許可を要する<u>宅地造成又は特定盛土等</u>を行う場合(行為に係る面積<u>1,000㎡以上</u>)は、県条例の報告対象となります。

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)と県条例第40条の規模要件との関係

法律	区分	法の許可又は届出を 要する行為	県条例規定対象
盛土規制法	 宅地造成等工事規制 区域	<u>宅地造成、特定盛土等</u>	許可が必要な宅地造成又は特定盛土等 のうち、1,000 ㎡以上
		土石の堆積	対象外
法	特定盛土等規制区域	特定盛土等、土石の堆積	対象外

※ 改正前の県条例においては、宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する宅地造成及び都市計画法第29条第1項 もしくは第2項の規定により許可を受けなければならない行為(いずれも1,000 m以上)が報告対象です。

【お問い合わせ先】

広島県環境県民局環境保全課 大気環境・化学物質対策グループ 〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL: 082-513-2920

令和5年8月 広島県環境県民局環境保全課

広島県生活環境の保全等に関する条例(土壌環境の保全)の概要

1 ねらい

一定規模以上の土地を改変しようとする者(以下「土地改変者」という。)に対し、土地改変時における土地履歴調査の実施など、一連の措置を義務づけることにより、土壌の汚染の有無を明らかにするとともに、汚染の拡大防止を図ります。

2 対象者(土地改変者)

- 都市計画法第29条第1項又は第2項 の規定により許可を受けなければならな い行為(行為に係る面積が1,000m²以 上のものに限る。)をしようとする者
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項により許可を受けなければなら ない行為(宅地造成又は特定盛土等であって、行為に係る面積が 1,000 m²以上 のものに限る。) をしようとする者

3 内容

(1) 土地履歴調查・土壌汚染確認調査

土地改変者は、あらかじめ、改変をしようとする土地について、過去の土壌関係特定事業場^注の設置状況等についての調査(土地履歴調査)を実施し、その結果を知事に報告しなければなりません。

また、土壌関係特定事業場の設置が確認された場合は、過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質について、物質の種類ごとに汚染のおそれが最も大きいと認められる地点で、土壌の汚染状況の確認のための調査(土壌汚染確認調査)を実施し、その結果を知事に届け出なければなりません。

注 土壌関係特定事業場

汚水等関係特定事業場〔汚水等関係特定施設を設置する工場又は事業場のうち、土壌関係特定有害物質(土壌汚染対策法第2条第1項に規定する鉛等26物質)を取り扱ったことのあるものに限る。〕、ガソリンスタンド又は射撃場

(2) 污染拡散防止計画書

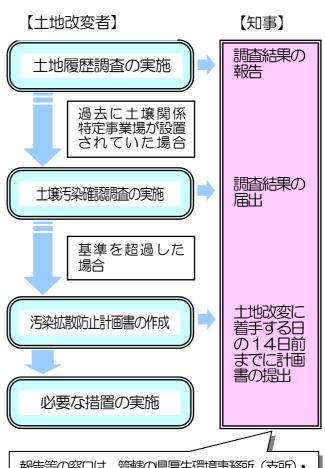
土地改変者は、土壌汚染確認調査の結果、 当該土地の土壌の汚染の状況が基準に適合 しないことが判明したときは、土地改変に 着手する日の 14日前までに、土地の汚染 土壌の拡散を防止するための計画書(汚染 拡散防止計画書)を作成し、知事に提出し なければなりません。

(3) 必要な措置の実施

土地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容に従って必要な措置を実施しなければなりません。

4 施行期日

平成 16年 10月1日



報告等の窓口は、管轄の県厚生環境事務所(支所)・ 広島市・呉市・福山市です。(問合せ先―覧参照)